

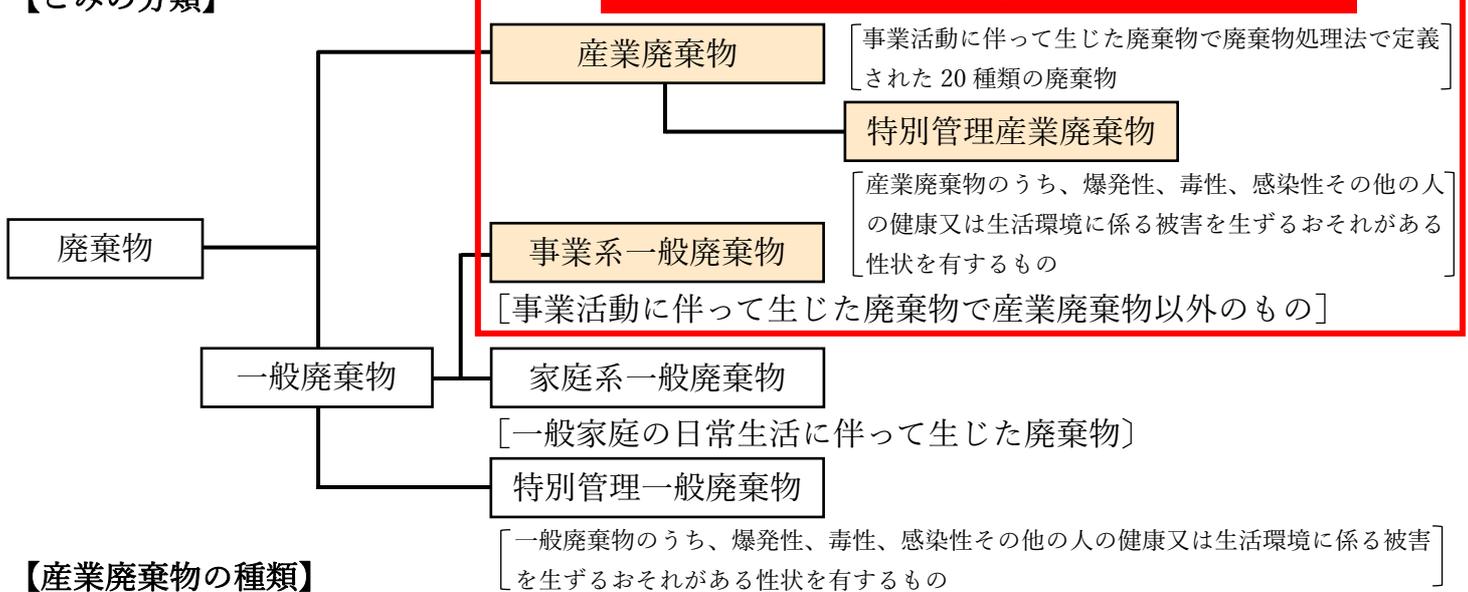
事業所へのお知らせ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例にて「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。事業所から排出されたごみについては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分別し、自らが処理施設に持ち込むか、収集運搬許可業者に委託し処理をお願いします。

※ 各地区のごみステーションは、家庭ごみの集積場所ですので事業所のごみを出すことはできません。

【ごみの分類】

《事業所から排出される廃棄物（事業系ごみ）》



【産業廃棄物の種類】

あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	⑧ 金属くず	排出する業種等が限定されるもの	⑬ 紙くず	建設業、紙加工業など
	② 汚泥	⑨ ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず		⑭ 木くず	建設業、木材製造業など
	③ 廃油	⑩ 鋳さい		⑮ 繊維くず	建設業、繊維工業など
	④ 廃酸	⑪ がれき類		⑯ 動植物性残さ	食品製造業など
	⑤ 廃アルカリ	⑫ ばいじん		⑰ 動物系固形不要物	と畜場など
	⑥ 廃プラスチック類			⑱ 動物のふん尿	畜産農業
	⑦ ゴムくず			⑲ 動物の死体	畜産農業

⑳ 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

【処理方法】

事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみは八幡浜市環境センターへ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください（一般廃棄物の収集運搬には許可が必要です）。 ※ 八幡浜市環境センターへの自己搬入は前日までに西予市環境衛生課での申請が必要です。 ※ 西予市一般廃棄物処理業許可業者一覧 西予市ホームページにて「一般廃棄物」と検索ください。 ○A用紙や段ボールなどはリサイクルしましょう。焼却処理よりも費用が安価になることがあります。
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設へ自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。 ※ 産業廃棄物の収集運搬または処分業者は、愛媛県の産業廃棄物処理業者名簿をご確認いただくか、一般社団法人えひめ産業資源循環協会（TEL089-986-3450）にお問い合わせください。 一般社団法人えひめ産業資源循環協会ホームページ https://www.ehimesanpai.or.jp/

廃棄物は、野焼きなどで焼却することは法律で禁止されています。また自己の所有地であっても、乱雑に長期間放置しているような場合は、不法投棄として扱われることもあります。適正なごみ処理に努めましょう。

問い合わせ先 西予市環境衛生課 (0894)62-1132